

国水調第 27 号
国水流第 5 号
平成 24 年 3 月 30 日

北海道開発局建設部長 殿
各地方整備局河川部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 流水管理室長

減水区間が生じない水力発電等のための水利使用に係る添付図書の省略について

水力発電のための水利使用については、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 19 日閣議決定）、「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）等を踏まえて、許可手続の合理化を進めてきたところであるが、「規制・制度改革に係る追加方針」（平成 23 年 7 月 22 日閣議決定）において、許可手続の更なる合理化を図ることとされたところである。（別紙）

これを受け、減水区間が生じない水力発電等のための水利使用については、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が極めて軽微であると想定されるため、河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号。以下「規則」という。）第 40 条第 4 項の規定により、下記のとおり、添付図書の一部を省略することができることとするので、今後の運用に当たっては遺憾のないようにされたい。

記

1 減水区間が生じない水力発電等のための水利使用

添付図書の一部を省略することができる減水区間が生じない水力発電等のための水利使用は、次のとおりとする。

なお、次に該当しないものであっても、河川環境に与える影響が極めて軽微であると想定される場合は、あらかじめ本職に相談し、調整を図ることとされたい。

- ① 既設のダム、堰等の落差を利用して、当該ダム、堰等で放流する河川維持流量等の流水を発電する水利使用で、減水区間が生じないもの
- ② 連続して設置される既設の砂防えん堤等の落差を利用して、河川の流水を発電する水利使用で、減水区間において、魚類等の遡上等が想定されないもの

2 省略することができる添付図書

省略することのできる添付図書は、次のとおりとする。

- ① 上記1①に該当する水利使用
規則第11条第2項第1号ハの「河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算」に掲げる図書のうち、河川維持流量の設定及び関係河川使用者の取水量の状況に関するもの
- ② 上記1②に該当する水利使用
規則第11条第2項第1号ハの「河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算」に掲げる図書のうち、河川維持流量の設定及び関係河川使用者の取水量の状況（減水区間において、関係河川使用者が河川の流水を占有していない場合に限る。）に関するもの

国水調第28号
国水流第6号
平成24年3月30日

各都道府県土木担当部長 殿
各政令指定市土木担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 流水管理室長

減水区間が生じない水力発電等のための水利使用に係る添付図書の省略について

標記について、別紙のとおり、北海道開発局建設部長、各地方整備局河川部長及び沖縄総合事務局開発建設部長へ通知したので、参考までに通知します。